

# 「適正なガス取引についての指針」の主な改定事項（1）

## 本指針改定の経緯

公正取引委員会と経済産業省は共同して、ガス市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法上又はガス事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正なガス取引についての指針」を作成・公表しているところ、平成29年4月にガスの小売業への参入が全面自由化されること等に伴い、本指針において当該小売全面自由化後の新しいガス市場における適正な取引の在り方を示すこととした。

### 小売分野における適正なガス取引の在り方

#### 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為（追加事項）

- 託送供給料金相当支払金額の請求書等への明示
  - ・ ガス小売事業者が、需要家への請求書、領収書等に当該需要家のガス料金に含まれる託送供給料金相当支払金額を明記すること。
- スイッチングが適切に行われる環境の確保
  - ・ ガス導管事業者が、スイッチングの申込み状況に応じて対応能力を増強し、スイッチングが適切に行われる環境を確保すること。
- 消費機器調査等の受託等
  - ・ 一般ガス事業者であったガス小売事業者の関連事業者が、新規参入者の消費機器調査等を、一般ガス事業者であったガス小売事業者に対する料金と同等以下の料金で受託すること、消費機器調査等を行う際に得た情報を活用して新規参入に支障を来し得る営業行為等を行わないこと等。

#### 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為（追加事項）

- セット割引による不当な安値設定
  - ・ ガス小売事業者が、ガスと併せて他の商品又は役務の供給を受けると料金が割安になる方法で販売する場合に、供給に要する費用を著しく下回る料金でガスを小売供給し、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上問題となる。
- 他のガス小売事業者の業務提携に対する不当な介入
  - ・ ガス小売事業者が、他の事業分野の事業者との業務提携によりガスと併せて他の商品又は役務を販売する場合に、業務提携先に対して、他のガス小売事業者と業務提携を行わないこと又は自己との提携内容よりも不利なものとすることを条件とすることは、独占禁止法上問題となる。
- 不当に高い解約補償料の徴収等
  - ・ ガス小売事業者が、小売供給契約の締結を条件に消費機器のリースやメンテナンス等の契約を締結する場合に、需要家が小売供給契約を解約する際にリースやメンテナンス等の契約を不当に高い解約補償料を徴収して解約することは、独占禁止法上問題となる。
  - ・ ガス小売事業者が、①小売供給契約の解除を一切許容しない期間を設定すること、不当に高額の解約補償料を設定すること等により、小売供給契約の解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること、②小売供給契約を切り替えようとする需要家に対して、合理的な理由なく付随サービスに関する契約の打切りや不当な値上げ等を示唆する等の行為により需要家の選択肢を不当に狭めることは、ガス事業法上問題となる。

## 「適正なガス取引についての指針」の主な改定事項（2）

### 小売分野における適正なガス取引の在り方

#### 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為（追加事項）

##### ○ スイッチングにおける不当な取扱い

- ・ ガス小売事業者が、自己の需要家が他のガス小売事業者との契約に切り替える場合に、当該需要家から解約の申出を受けたにもかかわらず、解約を拒絶し又は解約の手続を遅延させることにより当該切替えを不当に妨害することは、独占禁止法上問題となる。
- ・ ガス導管事業者が、スイッチングに係るルール整備やシステム・手続の運営において、全てのガス小売事業者を公平に取り扱わないことは、ガス事業法上問題となる。

##### ○ 消費機器調査等の受託等

- ・ 一般ガス事業者であったガス小売事業者が、①正当な理由なく新規参入者の消費機器調査等を適正な料金で受託しないこと、②関連事業者に対して、新規参入者の消費機器調査等を受託しないこと、自己に対する料金を上回る料金で受託すること又は新規参入に支障を来し得る営業行為等を行うことを求めること等は、ガス事業法上問題となる。
- ・ ガス小売事業者が、①消費機器調査等の業務の委託を希望する他のガス小売事業者に対して、不当に当該業務の受託を拒絶すること、②自己の消費機器調査等の業務を受託している事業者に対して、不当に他のガス小売事業者からの消費機器調査等の業務の受託を拒絶させること等は、独占禁止法上問題となる。

### 卸売分野における適正なガス取引の在り方

#### 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為（追加事項）

##### ○ 積極的な卸供給

- ・ L N G や小売供給のための原料となるガスを保有する事業者は、新規参入者を含むガス小売事業者に対して積極的に必要な卸供給を行うこと。

#### 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為（追加事項）

##### ○ 卸供給の制限

- ・ 卸売事業者が、他の卸売事業者と共同して、①ガス小売事業者に対するガスの卸供給料金を設定し又は卸供給量を制限することにより市場における競争を実質的に制限すること、②ガス小売事業者に対して、正当な理由なくガスの卸供給を拒絶し若しくは卸供給量を制限すること又は卸供給料金を高く設定することは、独占禁止法上問題となる。

# 「適正なガス取引についての指針」の主な改定事項（3）

## 製造分野における適正なガス取引の在り方

### 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為（追加事項）

#### ○ LNG基地の第三者利用

- ・ LNG基地事業者が、第三者とタンクの容量を共有した上で LNGの貸借を行うなどしてタンク容量を活用する方式を採用すること等により、ガスの製造を積極的に受託すること。
- ・ 熱量調整設備や付臭設備等が設けられていないその他 LNG基地の近傍に別の事業者の保有する当該設備等がある場合には、当該その他 LNG基地を保有する事業者と当該設備等を保有する事業者が相互に連携し、第三者利用に応じること。

#### ○ その他製造委託等

- ・ 熱量調整設備や付臭設備等のガス製造に必要な設備を保有する事業者が、当該事業者の事業遂行に支障がない限り、十分な製造設備を保有しない事業者からの求めに応じて、熱量調整や付臭等のガス製造に係る業務を積極的に受託すること。

### 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為（追加事項）

#### ○ LNG基地の第三者利用

- ・ ガス製造事業者が、①正当な理由なくガス受託製造を拒むこと、②ガス受託製造の業務に関して知り得た情報を、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し又は提供すること、③ガス受託製造の条件（利用期間、利用態様等）が同一であるにもかかわらず、自己又はグループ内のガス小売事業者に比べて、その他の者に対して料金を高く設定するなど、ガス受託製造の業務について、特定の者に対して、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることは、ガス事業法上問題となる。

#### ○ その他製造委託等

- ・ ガス導管事業者から合理的な条件で振替供給を依頼されたガス事業者が、振替供給に対応することが当該ガス事業者の事業遂行に支障を及ぼさないにもかかわらず、振替供給を拒否することにより振替供給に係る託送供給の実現を阻むことは、ガス事業法上問題となる。

# 「適正なガス取引についての指針」の主な改定事項（4）

## 託送供給分野における適正なガス取引の在り方

### 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為（追加事項）

- 託送供給料金等についての公平性の確保
  - ・ ガス導管事業者が、託送供給料金の適切性に関する必要資料の公表や説明を行うとともに、具体的な算定根拠等についてガス小売事業者又は卸売事業者、需要家からの問合せがあった場合に適切に対応すること。
  - ・ ガス導管事業者が、託送収支に係る過去5年程度の計算書等について、随時閲覧可能とすること。
- 導管網への接続の検討に関する情報提供
  - ・ ガス導管事業者が、導管網への接続の検討に関係する情報として、注入計画の策定に関する考え方等を公表すること。
  - ・ ガス導管事業者が、導管網への接続の検討を申し込まれた場合において、接続側で具備することが求められる設備及びその根拠等の情報を提示すること。

### 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為（追加事項）

- 託送供給業務を通じて知り得た情報の不当利用
  - ・ ガス導管事業者が、託送供給業務を通じて知り得た情報を、自己の製造部門や小売部門においてその事業活動に不当に利用することにより、他のガス製造事業者やガス小売事業者の競争上の地位を不利にすることは、独占禁止法上問題となる。
- 託送供給業務における差別的取扱い
  - ・ ガス導管事業者が、①計量器の交換の可否・交換時期に関して、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他のガス供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱うこと、②転居等により新たにガス供給事業者を検討中の需要家に対する情報提供において、自己又はグループ内の小売部門と他のガス供給事業者とを不当に差別的に取り扱うことは、ガス事業法上問題となる。
  - ・ ガス導管事業者が、託送供給業務を行うに当たり、他のガス製造事業者やガス小売事業者に対して、不当に、託送供給の実施を劣後させ、導管ネットワークに係る情報を提供せず又は提供するサービスの種類を縮小すること等は、独占禁止法上問題となる。

## その他の改定事項

- 独占禁止法上問題となる行為として本指針に記載されていない行為であっても、独占禁止法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき排除措置命令等の対象となることを明記。
- 独占禁止法上問題となる行為として本指針に記載された行為について、私的独占にも該当し得ることを明記。